

新潟市福祉タクシー利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、心身障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、心身障がい者が利用するタクシー料金の一部を助成し、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている等級が次のいずれかに該当する者。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）

別表第5号の1級

イ 省令別表第5号の2級

ウ 省令別表第5号の3級で、下肢不自由、体幹不自由若しくは脳原性運動（移動）機能障害又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害に該当する場合

エ 省令別表第5号の下肢不自由4級に該当する障害が2以上重複する場合又は下肢不自由4級のいずれかの障害に該当し、かつ、下肢不自由5級に該当する障害が2以上重複する場合

(2) 新潟市療育手帳制度要綱第3条に定める「療育手帳」の交付を受けた者で、その障がいの程度が「重度」と判定された者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち、その障がいの程度が1級と判定されている者

(4) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、日常生活において車いす等を使用しなければ移動できない者

2 前項の規定にかかわらず、障がい者が新潟市心身障がい者自動車燃料費助成事業実施要綱（平成8年4月1日施行）に規定する助成（以下、「自動車燃料費助成」という。）を受けている場合は、対象としない。

（福祉タクシーと協力機関）

第3条 この要綱において「福祉タクシー」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を本市で営業するもので、この事業の趣旨に賛同し協力する者のうち、市長が別に指定するもの（以下「協力機関」という。）が運行する一般乗用旅客自動車をいう。

（助成の内容）

第4条 この要綱に規定する助成の内容（以下「助成金」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 第2条第1号又は第2号に該当する者が、福祉タクシーを利用する場合、タクシー乗車料金から身体障がい者・知的障がい者割引（1割）を控除した額が500円以上1,000円未満の場合は500円、1,000円以上1,500円未満の場合は500円又は1,000円、1,500円以上の場合は500円、1,000円又は1,500円を助成する。

(2) 第2条第3号に該当する者が、福祉タクシーを利用する場合、タクシー乗車料金の額（精神障がい者割引（1割）を実施している場合は、それを控除した額）が500円以上1,000円未満の場合は500円、1,000円以上1,500円未満の場合は500円又は1,000円、1,500円以上の場合は500円、1,000円又は1,500円を助成する。

(3) 第2条第4号に該当する者が、福祉タクシーのうちリフト付タクシー（寝台付タクシー、スロープ付タクシーを含む。）を利用する場合、当該タクシー乗車料金と同

一区間を，小型等タクシーで利用した場合のタクシー乗車料金との差額を助成する。

（助成の申請）

第5条 福祉タクシー利用助成を受けようとする者又はその者を介護している者は，身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し，新潟市福祉タクシー利用助成申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（助成券の交付）

第6条 市長は，前条の規定により福祉タクシー利用助成を受けようとする者が対象者に該当すると認めたときは，第2条第1項第1号，第2号又は第3号に該当する者にあつては福祉タクシー利用助成券（別記様式第2号。以下「助成券」という。）を，同条第4号に該当するものにあつてはリフト付タクシー利用券（別記様式第3号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 助成券は，上期（4月～9月）に申請の場合は1冊（52枚）とし，下期（10月～3月）に申請の場合は1／2冊（26枚）を交付するものとする。ただし，別に定めるところにより，事業年度開始前に申請をおこなった場合は，上期における申請とみなす。

3 助成券の有効期限は，事業年度の4月1日から3月31日とする。

4 助成券は，再交付しないものとする。ただし，汚損した場合はこの限りでない。

5 利用券は，申請に応じ随時交付するものとする。

（助成券等の使用）

第7条 前条の規定により助成券又は利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が，福祉タクシーを利用するときは，福祉タクシーの運転者に助成券又は利用券を渡し，身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

2 利用者が，助成券又は利用券を使用するときは，乗車料金から助成金を控除した金額を協力機関に支払うものとする。

3 助成券は，1回の乗車につき，乗車料金が500円以上1,000円未満の場合1枚，1,000円以上1,500円未満の場合2枚まで，1,500円以上の場合は3枚ま

で使用することができる。

また、利用券はタクシー乗車料金に関係なく1回の乗車につき1枚を使用することができる。

（利用料金の請求と支払い）

第8条 協力機関のうち、柳都タクシー共通券株式会社、タクシー共通券事業株式会社、新潟地域タクシー共通券株式会社に所属する法人の受け取った助成券は、柳都タクシー共通券株式会社において処理し、個人の受け取った助成券は、その所属する協同組合において処理するものとする。

ただし、これらのいずれにも属さない協力機関が受け取った助成券は、当該協力機関において処理するものとする。

2 柳都タクシー共通券株式会社、個人である協力機関が所属する協同組合及び前項ただし書に規定する協力機関は、助成券を1箇月ごとにとりまとめて翌月の10日までに新潟市に対し、助成金を請求するものとする。

3 協力機関の受け取った利用券は、当該協力機関において処理し、1箇月ごとに取りまとめて翌月の10日までに新潟市に対し、助成金を請求するものとする。

4 市長は、本条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（資格の喪失）

第9条 利用者又はその利用者の介護をしているものは、第2条に規定する対象者に該当しなくなったときは、速やかに新潟市福祉タクシー利用助成資格喪失届（別記様式第4号。以下、「資格喪失届」という。）を提出するとともに、未使用の助成券又は利用券を添えて市長に返還しなければならない。ただし、利用者が死亡した場合は、資格喪失届の提出は要しないものとする。

（自動車燃料費助成への変更）

第10条 助成券又は利用券の交付を受けた者が自動車燃料費助成に変更する場合は、次

の各号のとおりとする。

(1) 当該年度の助成券及び利用券を使用していない場合にのみ変更ができるものとする。

(2) 第9条による届出を行い、新潟市心身障がい者自動車燃料費助成事業実施要綱（平成8年4月1日施行）に基づき手続きを行うものとする。

（不正使用の禁止）

第11条 利用者は、助成券又は利用券の使用にあたって、次の行為をしてはならない。

(1) 資格喪失後に使用すること。

(2) 他人に譲渡し、又は使用させること。

(3) その他不正の目的をもって使用すること。

（不正使用の措置）

第12条 市長は、前条の規定に違反し、助成金又は利用券を使用した者に対し、当該利用に係る助成金の全額又は一部を返還させることができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、新潟市福祉タクシー利用助成事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 3 月 2 5 日から施行し、改正後の第 2 条（2）の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 3 月 2 5 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条（1）、第 6 条 2 項、第 7 条 3 項の規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

また、改正後の別記様式第 2 号、別記様式第 3 号については、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第5条の申請について、第6条2項に基づき平成22年度に交付決定を行ったものについては、従前の通り、下期(10月～3月)に申請の場合は1/2冊(24枚)を交付するものとして取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年3月25日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱に基づく申請及び決定並びにこれに関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年3月25日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱に基づく申請及び決定並びにこれに関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

新潟市心身障がい者福祉タクシー利用助成申請書
兼
新潟市人工透析患者通院費助成申請書

(宛先) 新潟市長

下記のとおり申請します。

※太枠内をご記入ください。

申請者 (障がい者)	ふりがな			生年 月日	年	月	日	
	氏 名							
	住 所			電話 番号				
	手 帳	第	号	(交付日：年 月 日)				
	障がい種別	身体 1 級・2 級 (総合等級)	身体 3 級 (個別等級) 下肢不自由・体幹不自由・内部障がい 脳原性運動機能障害 (移動)		療育 A	精神 1 級		
保護者	ふりがな			生年 月日	年	月	日	
	氏 名							
	住 所			電話 番号				
	障がい者との続柄							
☐ 受給要件の確認のため、世帯及び他制度の受給状況等について確認することに同意します。								

※申請者が、18 歳未満の児童又は療育手帳所持者の場合は、「保護者」欄をご記入ください。

申請する内容 (年度分)	☐ 新潟市心身障がい者福祉タクシー利用助成 (福祉タクシー券)
	☐ 新潟市心身障がい者福祉タクシー利用助成 (リフト付タクシー券)
	☐ 新潟市人工透析患者通院費助成 (タクシー)

新潟市人工透析患者通院費助成を申請する場合はご記入ください。

☐ 受給要件の確認のため、所得状況や他制度の受給状況について確認することに同意します。	
自立支援医療 (育成・更生) 受給者証	☐ ある ☐ なし (通院証明書添付)

新 潟 市 記 入 処 理 欄				※記入しないでください。	
福祉タクシー助成券					
番号		交付枚数	☐ 5 2 枚 ☐ 2 6 枚		
人工透析患者通院費助成券					
番号		交付枚数	☐ 4 0 枚 ☐ 2 0 枚		
リフト付福祉タクシー利用券					
番号		交付枚数	☐ 1 0 枚 ☐ 2 0 枚 ☐ 3 0 枚 ☐ 4 0 枚 ☐ 5 0 枚		
□代 筆	代筆者氏名：		代筆確認者氏名：		
確認	☐ 障害等級が 3 級の場合個別等級で確認したか ☐ 精神手帳は有効期間内か ☐ リフト付タクシー券申請の場合、日常生活において車椅子等使用者であること ☐ 通院費助成の場合 ・ 自立支援医療（育成医療・更生医療）受給者証の自己負担上限額が 0 円以外か ・ 自立支援医療未受給の場合は、通院証明書で確認したか ☐ 手帳にゴム印を押したか				
備考					

新潟市福祉タクシー助成券

※この助成券は、必ず障がい手帳を提示して乗務員にお渡しください。

助成額	500円
有効期限	

※支払額が500円以上1,000円未満で1枚、1,000円以上1,500円未満で2枚、1,500円以上で3枚使用できます。なお、通院費タクシー助成券と併用した場合も合計3枚まで使用できます。

発行者 新 潟 市 長 

乗 車 日	年 月 日
取扱業者	

利用者番号	
-------	--



新潟市リフト付タクシー利用券

利用者氏名

発行者 新潟市長



距離 時間

利 用 年 月 日	※	年	月	日
大型等1割引後料金	※	万	千	百
小型等1割引後料金	※			
差 額	※			
経 路	—			
取 扱 業 者				

使 用 上 の 注 意

- 1 この券は本人以外使用できません。
- 2 手帳を提示し、利用券を使用してください。
- 3 ※印の欄に、利用者等（付添人又は乗務員）がボールペンで記入してください。
- 4 乗務員には、小型等換算料金（換算表は乗務員がもっています）をお支払いください。

交付番号

別記様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

届出人
住所 新潟市

氏名

本人との続柄（ ）
（電話 — ）

新潟市福祉タクシー利用助成資格喪失届

新潟市福祉タクシー利用料金助成事業要綱第 2 条に規定する対象者に該当しなくなつたのでお届けします。

未使用の新潟市福祉タクシー「助成券 枚・利用券 枚」を返還いたします。

（太線の中を記入して下さい。）

利用者の住所	新潟市 区		
利用者の氏名		利用者番号	
対象者に該当しなくなった理由	☐ 新潟市に住所を有しなくなった。 ☐ 障害の程度変更により，助成の対象でなくなった。 ☐ その他（ ）		
上記理由の発生した年月日		年 月 日	